

資料 5 の主な修正事項

- 1 選定事業者による履行保証保険契約の締結について、違約金支払請求権を被担保債権とする質権の設定の規定を削除するとともに、表現を適正化した（第六条）。
- 2 管理者等が許認可の取得等の手続を行わなければならない場合の措置について、本文から削除し、（注）で必要な記述を追加した（第九条）。
- 3 客観性がより求められる部分について、「必要があると認めるとき」との表現を「必要があると認められるとき」に修正した（第十二条第二項、第二十一条第五項、第二十二条第五項、第二十五条第五項、第六十条第二項）。
- 4 管理者等と選定事業者の協議が整わない場合の措置について、（注）の「暫定的な対応」との表現を削除した。また、調停人の調停について、両当事者の合意を前提とする趣旨を明確化した（第十三条（注 4）第六十八条第五項、（注 2））。
- 5 設計着手予定日又は工事着手予定日の変更について、選定事業者の帰責事由の有無にかかわらず、手続を同じとした（第二十四条、第二十六条第一項）。
- 6 PFI 施設の所有権の取得について規定を追加した（第三十三条第二項）。
- 7 瑕疵担保の期間について、例示を（注）で追加した（第三十五条（注 3））。
- 8 選定事業者が金融機関等に支払うべき損害賠償額について、管理者等が事前に把握する旨を（注）で追加した（第六十五条（注））。
- 9 表現を適正化し、又は表現の誤りを修正した（第一条第九項、第二条、第十三条第三項、第二十五条（注 1）第四十一条第三項、（B）第四十七条第三項、第五十六条第一項第四号）。